

公認心理師法は、2015年9月に国会で成立し、2年間の準備期間を経て、2017年9月に施行され、各大学の養成プログラムは2018年4月からスタートする。国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とするこの法律がその目的を力強く果たすために必要なものは、一に教育、二にも教育である。

この制度により新たに大学に入学して公認心理師を目指す者は、心理学教育に関わる学部等で所定の25科目を修得し、大学院修士課程に進んでさらに所定の10科目を修得するか、あるいは指定された機関で2年以上（標準的には3年）実務経験を積むことが求められ、その上で国家試験に合格しなければならない。行く手には、長い年月と高いハードルが待ちうけており、中途半端な気持ちでは成就しないであろう。

しかし、千里の道も一歩から、まずは学部教育をきちんと受けることから始まる。本書は、公認心理師の学部教育の内容とはどのようなものかを総攬すると同時に、全くの新規科目である「公認心理師の職責」と「関係行政論」の2科目についてはテキストとして使えるように編集した。タイトルの「エッセンシャルズ」とは、根本的に必要な事柄をすべて盛り込んでいるという意味である。もちろん、25科目の中にはすでに立派な教科書が出版されている科目も多く、併用することによって学習の実がさらに上がることはいうまでもない。

編者らは、この数年間、公認心理師法の成立と推進に密接に関わってきた。子安は心理学関連53学会の連合体である一般社団法人日本心理学諸学会連合の理事長ならびに国家試験の指定試験・登録機関となった一般財団法人日本心理研修センターの理事として、また2016年9月～2017年5月に開催された公認心理師カリキュラム等検討会の構成員として、他方、丹野は臨床心理学者及び臨床心理士としての経験を生かしつつ、日本学術会議の会員として心理学・教育学委員会の「健康・医療と心理学分科会」に参加し、公認心理師カリキュラム等検討会のワーキングチームのメンバーとして、それぞれ公認心理師養成カリキュラムの編成に深く関与してきた。

本書は、現在進行中の『有斐閣 現代心理学辞典』の企画のスピンオフという性格も有している。本書の編者は、この辞典の3人の編者のうちの2人であり、辞典が刊行されたあかつきには、本書と辞典のクロスオーバーが成立する

ことも見越して、より立体的な学習が可能になるように、本書の構成と執筆者の選定を考えた。各章の執筆者は、それぞれの専門分野で高い見識をもつ先生方である。とりわけ法律の専門家の中川利彦先生に第Ⅲ部の執筆だけでなく、全体の法律事項に関して丁寧に監修していただき、本書の価値を大いに高めていただいた。

ところで、読者の皆さんは本書の表紙をどのようにご覧になったでしょうか。本書の編集の過程でデザイナーさんから示された5つの案の中から、明るく夢のある絵を見てこれだと感じて選んだものであるが、後からそのデザイナーさんの知人のひがしのようこ（東野洋子）さんの原画であることを知らされた。ひがしのさんは、1953年に神戸市に生まれ、神戸大学教育学部を卒業し、大阪市内の保健所などで発達心理相談を担当しながら芸術活動をしてきた方で、惜しくも2017年8月に亡くなられたとのことである。ひがしのさんのご冥福を祈りつつ、本書に関連の深いお仕事をされた方がぴったりの絵を遺してくださったことに、心より感謝を申し上げたい。

本書と『有斐閣 現代心理学辞典』という2つの大きな企画のマネジメントを同時に行うという大役を担っている有斐閣書籍編集第2部の中村さやかさんと渡辺晃さんには、企画から刊行に至るまで、終始大変お世話になった。ここにお名前を記して、厚く御礼を申し上げる次第である。

2018年1月

子安 増生
丹野 義彦

本書は、2018年4月からスタートする公認心理師養成の学部教育を受け、公認心理師の国家資格取得を目指すとする学生の皆さんにとって必要な事項（エッセンシャルズ）をコンパクトに収めて、大学初年次から国家試験合格までのあらゆるステージで座右において使える便利な書として企画されたものである。同時に、当該科目を担当する大学教員の先生方にも、授業に役立つさまざまな情報を提供することを目指して編集を行った。

第Ⅰ部では、公認心理師の学部25科目のそれぞれにおいて、どのような知識と技能を身につけるべきかについて、見開き2ページで簡潔にまとめている。25科目はすべて必修科目であり、全体を通覧すれば、公認心理師がいかに幅広い視野と見識を求められているかが理解できるであろう。第Ⅰ部の最後には、大学院での10科目の見取り図も示しておいた。

第Ⅱ部は、新規科目「公認心理師の職責」のテキストとして利用できる形に授業内容を展開した。多くの授業では、半期15回の授業の第1回は「イントロダクション」、第15回は「まとめと到達度テスト」のような形式をとるものとして、その間の13回分の授業内容を用意した。大学ごとに事情はあるだろうが、この科目は入学当初の初年次教育科目として開講され、その学びを通じて公認心理師の職務と責任、社会的役割と意義が学習者に正しく理解され、国家資格取得の動機づけがいつそう明確になることが期待される。

第Ⅲ部は、同じく新規科目の「関係行政論」について、上記と同様の理由で13回分の授業のテキストとして利用できる形式で授業内容を展開した。わが国が法治国家である以上、心理職に携わる者もさまざまな法律の内容と行政の仕組みを知らずに働くことはできない。ただし、法体系も行政制度も大変幅広い内容であるので、第Ⅲ部の執筆者はテーマごとに関連する法律や行政に明るい専門家が担当した。

第Ⅳ部は、これから公認心理師制度を実践面で支える機関ならびに研究面で支える心理学の関連学会を紹介している。学会に所属することは、常に新しい学術情報を得るだけでなく、専門性の高い人材の宝庫に容易にアクセスできる利便性の高い方法でもある。学生会員を認める学会や、非会員でも大会の当日参加を認める学会もあるので、調べて参加してみると知見が深まる。

編者●【執筆分担】

子安 増生（こやす ますお） 【Ⅰ部A①・②・④・⑤・⑥，B⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫／
Ⅱ部1・2・3・4・13／Ⅳ部／コラム1】
甲南大学文学部特任教授，京都大学名誉教授，臨床発達心理士

丹野 義彦（たんの よしひこ） 【Ⅰ部A③，B⑬・⑭・⑮・⑰，C⑳・㉑，D／
Ⅱ部5・6／コラム2・3】
東京大学大学院総合文化研究科教授，臨床心理士

法律監修者●【執筆分担】

中川 利彦（なかがわ としひこ） 【Ⅲ部1・2，7（共著）】
弁護士（パークアベニュー法律事務所），和歌山県子どもを虐待から
守る審議会会長，和歌山県精神保健福祉審議会会長，和歌山地方裁判
所・家庭裁判所調停委員

執筆者●【執筆分担】

石垣 琢磨（いしがき たくま） 【Ⅰ部B⑯・㉑・㉒／Ⅱ部8】
東京大学大学院総合文化研究科・駒場学生相談所教授，精神保健指定
医，精神科専門医，臨床心理士

石隈 利紀（いしくま としのり） 【Ⅰ部B⑱／Ⅱ部7・10／Ⅲ部8・9】
東京成徳大学大学院心理学研究科教授，筑波大学特命教授・名誉教授，
学校心理士スーパーバイザー，特別支援教育士スーパーバイザー，ガ
イダンスカウンセラー

金井 篤子（かない あつこ） 【Ⅰ部B⑳／Ⅱ部12／Ⅲ部12・13】
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授，臨床心理士

菊池 安希子（きくち あきこ） 【Ⅲ部4】
国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所司法精神医学研究部
専門医療・社会復帰研究室室長，臨床心理士，精神保健福祉士

藤岡 淳子（ふじおか じゅんこ） 【Ⅰ部B⑲／Ⅱ部11／Ⅲ部10・11】
大阪大学大学院人間科学研究科教授，臨床心理士

細野 正人（ほその まさひと） 【Ⅰ部B⑳／Ⅱ部9／Ⅲ部6，7（共著）】
東京大学総合文化研究科・駒場学生相談所特任助教，精神保健福祉士

松野 俊夫（まつの としお） 【Ⅲ部5】
日本大学医学部一般教育学系心理学分野准教授，日本大学医学部附属
板橋病院心療内科医療心理士・臨床心理士

宮脇 稔（みやわき みのる） 【Ⅲ部3】
大阪人間科学大学人間科学部医療心理学科教授，精神保健福祉士

まえがき
本書の使用法

第Ⅰ部 公認心理師の学び

A 心理学基礎科目

①公認心理師の職責	2
1. 公認心理師の役割	2
2. 公認心理師の法的義務及び倫理	2
3. 心理に関する支援を要する者等の安全の確保	2
4. 情報の適切な取扱い	3
5. 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務	3
6. 自己課題発見・解決能力	3
7. 生涯学習への準備	3
8. 多職種連携及び地域連携	3
②心理学概論	4
1. 心理学の成り立ち	4
2. 人の心の基本的な仕組み及び働き	5
③臨床心理学概論	6
1. 臨床心理学の成り立ち	6
2. 臨床心理学の代表的な理論	6
④心理学研究法	8
1. 心理学における実証的研究法（量的研究及び質的研究）	8
2. データを用いた実証的な思考方法	9
3. 研究における倫理	9
⑤心理学統計法	10
1. 統計に関する基礎的な知識：統計学の歴史的展開	10
2. 心理学で用いられる統計手法	11

⑥心理学実験	12
1. 実験の計画立案	12
2. 実験データの収集及び処理	13
3. 実験結果の適切な解釈と報告書作成	13

B 心理学発展科目 基礎心理学

⑦知覚・認知心理学	14
1. 人の感覚・知覚等の機序及びその障害	14
2. 人の認知・思考等の機序及びその障害	15
⑧学習・言語心理学	16
1. 人の行動が変化する過程	16
2. 言語の習得における機序	17
⑨感情・人格心理学	18
1. 人格の概念及び形成過程	18
2. 人格の類型、特性等	18
3. 感情に関する理論及び感情喚起の機序	19
4. 感情が行動に及ぼす影響	19
⑩神経・生理心理学	20
1. 脳神経系の構造及び機能	20
2. 記憶、感情等の生理学的反応の機序	21
3. 高次脳機能障害の概要	21
⑪社会・集団・家族心理学	22
1. 対人関係並びに集団における人の意識及び行動についての心の過程	22
2. 人の態度及び行動	23
3. 家族、集団及び文化が個人に及ぼす影響	23
⑫発達心理学	24
1. 認知機能の発達及び感情・社会性の発達	24
2. 自己と他者の関係の在り方と心理的発達	24
3. 誕生から死に至るまでの生涯における心身の発達	25
4. 発達障害等非定型発達について基礎的な知識及び考え方	25
5. 高齢者の心理	25

⑬障害者・障害児心理学	26
1. 身体障害、知的障害及び精神障害の概要	26
2. 障害者・障害児の心理社会的課題及び必要な支援	26
⑭心理的アセスメント	28
1. 心理的アセスメントの目的及び倫理	28
2. 心理的アセスメントの観点及び展開	28
3. 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査）	28
4. 適切な記録及び報告	29
⑮心理学的支援法	30
1. 代表的な心理療法並びにカウンセリングの歴史、概念、意義、適応及び 限界	30
2. 訪問による支援や地域支援の意義	31
3. 良好な人間関係を築くためのコミュニケーションの方法	31
4. プライバシーへの配慮	31
5. 心理に関する支援を要する者の関係者に対する支援	31
6. 心の健康教育	31
B 心理学発展科目 実践心理学	
⑯健康・医療心理学	32
1. ストレスと心身の疾病との関係	32
2. 医療現場における心理社会的課題及び必要な支援	32
3. 保健活動が行われている現場における心理社会的課題及び必要な支援	33
4. 災害時等に必要な心理に関する支援	33
⑰福祉心理学	34
1. 福祉現場において生じる問題及びその背景	34
2. 福祉現場における心理社会的課題及び必要な支援	35
3. 虐待についての基本的知識	35
⑱教育・学校心理学	36
1. 教育現場において生じる問題及びその背景	36
2. 教育現場における心理社会的課題及び必要な支援	37
⑲司法・犯罪心理学	38
1. 犯罪・非行、犯罪被害及び家事事件についての基本的知識	38
2. 司法・犯罪分野における問題に対して必要な心理に関する支援	39

②⑩産業・組織心理学	40
1. 職場における問題（キャリア形成に関することを含む）に対して必要な心理に関する支援	40
2. 組織における人の行動	41

B 心理学発展科目 心理学関連科目

②⑪人体の構造と機能及び疾病	42
1. 心身機能と身体構造及びさまざまな疾病や障害	42
2. がん、難病等の心理に関する支援が必要な主な疾病	43
②⑫精神疾患とその治療	44
1. 精神疾患総論（代表的な精神疾患についての成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む）	44
2. 向精神薬をはじめとする薬剤による心身の変化	45
3. 医療機関との連携	45
②⑬関係行政論	46
1. 保健医療分野に関係する制度	46
2. 福祉分野に関係する制度	47
3. 教育分野に関係する制度	47
4. 司法・犯罪分野に関係する制度	47
5. 産業・労働分野に関係する制度	47

C 実習演習科目

②⑭心理演習	48
(ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得	48
(イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成	49
(ウ) 心理に関する支援を要する者の現実生活を視野に入れたチームアプローチ	49
(エ) 多職種連携及び地域連携	49
(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解	49
②⑮心理実習	50
1. 実習で修得すべき内容	50
2. 担当教員と実習指導者	50

D 大学院で学ぶこと

- A. 心理実践科目 52
- B. 実習科目 53

- 資料 公認心理師科目名英語表記 54

第Ⅱ部 公認心理師の職責

1	心理的支援の歴史	56
1.	公認心理師法成立の経緯	56
2.	心理的支援の歴史	56
2	公認心理師の役割の理解	58
1.	公認心理師の名称	58
2.	公認心理師の職務	59
3	公認心理師の法的義務	60
1.	公認心理師になれない者	60
2.	公認心理師の法的義務	60
4	公認心理師の職業倫理	62
1.	サイコロジストの倫理綱領	62
2.	知的財産権の保護	63
5	心理に関する支援を要する者等の安全の確保	64
1.	カウンセリングにおける職業倫理の7原則	64
2.	支援対象者中心の立場	64
3.	支援対象者との人間関係に必要なこと	65
6	守秘義務	66
1.	守秘義務の重要性	66
2.	タラソフ事件：守秘義務と通報義務	66
3.	守秘義務と連携義務のディレンマ	67
7	情報共有：多職種連携・地域連携	68
1.	多職種連携・地域連携と情報共有	68
2.	共有する情報の内容	68
3.	チーム援助のプロセス	69

8	公認心理師の業務：保健医療	70
1.	精神科	70
2.	身体科	71
9	公認心理師の業務：福祉	72
1.	福祉分野における公認心理師の業務と強み	72
2.	福祉の各領域ごとの業務	72
10	公認心理師の業務：教育	74
1.	心理教育的アセスメント	74
2.	心理支援	74
3.	関係者支援	75
4.	心の健康教育	75
11	公認心理師の業務：司法・犯罪	76
1.	司法領域で働く公認心理師に求められること	76
2.	司法手続きの流れから見た公認心理師の業務	76
12	公認心理師の業務：産業・労働	78
1.	社会経済情勢や会社、職場の影響	78
2.	産業・労働分野における公認心理師の具体的な業務	79
13	問題解決能力と生涯学習	80
1.	大学・大学院等における学び	80
2.	国家試験における学び	80
3.	生涯にわたる学び	81

第Ⅲ部 関係行政論

1	法と制度を学ぶ意味	84
1.	公認心理師と法	84
2.	法を知ることが公認心理師としての活動のスタンダードをもつことである	85
3.	公認心理師と支援対象者との関係	89
2	法律の基礎	92
1.	法の体系	92
2.	法を理解するための基礎知識	94
3.	公認心理師が学ぶ法について	96

3 保健医療分野①：資格と施設	98
1. 保健医療の専門家の法律	98
2. 保健医療の施設	100
3. 医療関係資格から見た公認心理師の位置づけ	101
4 保健医療分野②：法律と制度(1)	104
1. 精神保健福祉法	104
2. 医療観察法	107
5 保健医療分野③：法律と制度(2)	110
1. 地域保健法	110
2. 社会保険制度に関する法律	110
3. 母子保健法	111
4. 自殺対策基本法	112
5. 健康増進法	113
6. 食育基本法	114
7. 感染症法	114
8. 薬務に関する法律	115
9. アルコール健康障害対策基本法	116
10. がん対策基本法	116
6 福祉分野①：資格と施設	118
1. 福祉の専門家の法律	118
2. 福祉の施設	120
7 福祉分野②：法律と制度	124
1. 社会福祉法	124
2. 児童福祉法	124
3. 児童虐待防止法	124
4. 老人福祉法	125
5. 高齢者の医療の確保に関する法律	125
6. 介護保険法	125
7. 障害者基本法	126
8. 発達障害者支援法	126
9. 障害者総合支援法	126
10. 障害者差別解消法	127
8 教育分野①：行政と施設等	130
1. 特別支援教育	130
2. 生徒指導提要	132
3. チーム学校	132

4. 主な施設と関係機関	134
9 教育分野②：法 律	138
1. 教育基本法	138
2. 学校教育法	139
3. いじめ防止対策推進法	141
4. 教育機会確保法	142
5. そ の 他	143
10 司法・犯罪分野①：刑事司法に関わる法律と制度	144
1. 刑 法	144
2. 刑事司法制度	145
11 司法・犯罪分野②：少年司法に関わる法律と制度	150
1. 少 年 法	150
2. 家庭裁判所と家庭裁判所調査官の業務	150
3. 少年鑑別所と法務（鑑別）技官の業務	153
4. 少年院と法務教官の業務	154
5. 保護観察と保護観察官の業務	155
6. 犯罪被害者等基本法と被害者支援	155
12 産業・労働分野①：法 律	156
1. 労働基準法	156
2. 労働契約法	157
3. 労働安全衛生法	157
4. 労働者災害補償保険法	158
5. 過労死等防止対策推進法	158
6. 男女雇用機会均等法	159
7. 育児・介護休業法	159
8. 個人情報保護法	160
9. パート労働法	160
10. 労働者派遣法	161
11. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	161
12. 障害者の雇用の促進等に関する法律	162
13 産業・労働分野②：施 策	164
1. 第12次労働災害防止計画	164
2. 労働者の心の健康の保持増進のための指針	165
3. 心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針	166
4. 心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き	166
5. 職場における自殺の予防と対応	167

- 6. 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン 167
- 7. こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト 167
- 8. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 167
- 9. ジョブ・カード制度 168

第Ⅳ部 心理学関連団体

心理学関連団体 172

- ① 一般財団法人 日本心理研修センター
- ② 公益社団法人 日本精神科病院協会
- ③ 一般社団法人 日本心理学諸学会連合及び同連合加盟 53 学会
 - 1. 心理学検定 174
 - 2. 日心連加盟団体 174

引用文献 181

公認心理師法 183

索引（人名／事項／法令） 191

column コラム

- 1 国家資格の中の公認心理師 129
- 2 科学者－実践家モデル 137
- 3 アメリカとイギリスの心理師の資格 163

A

心理学基礎科目

①公認心理師の職責

◀子安 増生

公認心理師法は2015年9月に成立し公布され、2017年の9月に施行された心理職初国家資格である。国民の心の健康の保持増進に貢献する重要な職務を担う人材を求める資格であり、大学で25科目、大学院で10科目を学ぶが、後者の代わりに2年間以上の所定の実務経験を経た後、ようやく国家試験の受験資格が得られるという厳しい条件となっており、生半可な気持ちでは続かない。初年次または早い段階でこの科目を受けて、公認心理師の職務と責任の内容をよく理解し、改めて資格取得への意志を確認することが望まれる。

1. 公認心理師の役割

公認心理師法2条では、「公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者」とされる。この「次に掲げる行為」とは、①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること、②心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、③心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと、の4点である。

2. 公認心理師の法的義務及び倫理

公認心理師の法的義務については、公認心理師法第4章「義務等」において、信用失墜行為の禁止（40条）、秘密保持義務（41条）、連携等（42条）、資質向上の責務（43条）の4カ条が示されている。このうち、違反した場合に罰則規定があるのは秘密保持義務だけである。すなわち、46条において、「第41条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する」と定められている。もちろん、罰則がないからといって義務を守らなくてよいはずはなく、高い倫理性が求められている。

3. 心理に関する支援を要する者等の安全の確保

公認心理師法には「安全」の文字は含まれていないが、「心理に関する支援を要する者」には、心理的に不安定な人もあるので、自傷や自殺のような問題に直面するケースも出てくる。その予防のためには、十分な知識が必要である。

4. 情報の適切な取扱い

公認心理師が取り扱う重要な情報は、「心理に関する支援を要する者」およびその関係者の個人情報である。また、職場が管理するさまざまな部外秘の情報もある。そのような情報を含め、見聞したことを SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）などインターネット上で広めることは論外であるが、近親者や友人に話すことも自制すべきである。

5. 保健医療、福祉、教育その他の分野における公認心理師の具体的な業務

公認心理師法では「保健医療、福祉、教育その他の分野」とまとめられているが、具体的には①保健医療、②福祉、③教育、④司法・犯罪、⑤産業・組織の5分野が公認心理師の実際の活躍の場となる。公認心理師は、少なくとも自らが所属する分野の具体的な業務内容に精通することが求められる。

6. 自己課題発見・解決能力

公認心理師法の43条「公認心理師は、国民の心の健康を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、第2条各号に掲げる行為に関する知識及び技能の向上に努めなければならない」とある。この「第2条各号」とは、具体的には「1. 公認心理師の役割」で挙げた①～④の行為のことであり、公認心理師の関係団体や関係学会などでの活動を通じて知識と技能を深め、自ら課題を発見し解決する能力を高めていくことが求められる。

7. 生涯学習への準備

上記の43条は、「国民の心の健康を取り巻く環境の変化」という長期の課題に対応できる能力を求めている。これは、まさに生涯にわたる課題であり、リカレント教育を含むキャリアアップの機会も念頭に置く必要がある。

8. 多職種連携及び地域連携

公認心理師法の42条1項は「公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない」と規定している。医療の分野では「チーム医療」、教育の分野では「チーム学校」という協力体制がとられ、多職種連携が重要視されるようになっている。なお、同条2項では「主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」と規定されている。

ブックガイド 一般財団法人日本心理研修センター編（2016）. 公認心理師（臨床心理学臨時増刊号）. 金剛出版.

A

心理学基礎科目

④心理学研究法

◀子安 増生

学問分野を分けるものは、研究テーマだけでなく、研究法（research method）によるところが大きい。古来、心の問題は、哲学者や宗教学者たちが思弁的に考えてきたテーマであるが、19世紀の後半に、心を科学的に研究しようとする機運が西欧と北米で生まれた。ドイツのヴィルヘルム・ヴント（1832–1920）が1879年にライプツィヒ大学に創設した世界初の心理学実験室がその代表的できごとであるとされる。それ以来、「心」という目に見えない、移ろいやすいものをどのようにして科学的に研究するかが心理学の最大の課題となってきた。また、心理学は人間を対象として、人間に直接接して研究を行うだけに、研究の倫理（ethics）はきわめて重要な問題である。

1. 心理学における実証的研究法（量的研究及び質的研究）

心理学の基本的な研究法は、観察法、実験法、質問紙法、心理検査法、面接法、事例研究法の6種である。

観 察 法 対象者の行動や発言を記録し分析する。対象者に観察者の存在が知られることを前提に行うものを参加観察、存在を知られないように行うものを非参加観察という。

実 験 法 研究者が刺激材料などの要因（独立変数）を厳密に操作したうえで行う観察により得られた結果（従属変数）を主に統計的手法により分析する。

質 問 紙 法 文あるいは文章を質問形式で提示し、言語または記号で回答を求め、対象者の意見・態度・知識・感情・行動様式などを調べる。

心理検査法 個人の能力や性格などを測定することを目的とし、問題と実施採点法、基準集団の統計値が既知の標準化された（standardized）ものをいう。

面 接 法 人と人とが特定の目的をもって直接の顔合せを行い、主として会話を通して必要な情報を得たり提供したりする。調査的面接と臨床的面接がある。構造化面接、半構造化面接、非構造化面接が区別される。

事例研究法 1人あるいは少数の事例（case）について、観察・実験・調査・検査・面接などの方法を駆使し、対象者の個性的・包括的理解を目指す。

量的研究と質的研究 量的研究（quantitative research）は数量的にデータ化し統計的に分析するアプローチをとるものをいい、それ以外のアプローチとして質的研究（qualitative research）があるが、後者は狭義には、面接法で得られた

言語データの記録に基づいて分析を行う研究をさす。

2. データを用いた実証的な思考方法

データリダクション 研究者が知り得たことを、理解と伝達の可能性を高めるために、その内容を圧縮し要約することをいう。量的研究に固有の概念でなく、質的研究においても、記述であれ、物語化であれ、現象を観察し記録し伝達するという過程で、必ずデータリダクション（data reduction）が行われている。

内挿と外挿 データリダクションは、次に得られたデータの一般化へのステップとして、区間内のデータの推定である内挿（interpolation）または区間外のデータの予測である外挿（extrapolation）に進む。例えば、小学1, 3, 5年生から得られたデータから区間内の2年や4年の値を推定するのは内挿、区間外の6年生の値を予測するのが外挿である。実測値と混同してはならない。

代表値 得られた一群の数値をローデータ（raw data）というが、それをただ1つの数値で表現するものを代表値という。範囲や度数分布はローデータへの復元性が高いが、最頻値（モード）、中央値（メディアン）、平均値などはローデータへの復元性はきわめて低い。「平均が3、人数が5」といっても、もとが「1, 2, 3, 4, 5」なのか、「3, 3, 3, 3, 3」なのかは不明である。

3. 研究における倫理

研究の公共性と人権尊重 学術研究は、すべて公共の福祉のためにある。学術の発展の名目で対象者の人権を損なうことは絶対に許されない。心理学では、研究参加者に対して、①説明と同意（informed consent）なしに研究に参加させること、②自尊心を傷つける行為や発言を行うこと、③過度なストレスにさらすこと、④プライバシーを侵害すること、⑤高額な謝礼で結果を左右しようとするなどことは、厳に慎まなければならない。また、研究実施のどの段階でもいつでも参加を取りやめることができること、実施の途上において一時的に対象者を「だます」要素が含まれる研究では最後に研究手続きの真の目的を知らせるデブリーフィング（debriefing）を行うことも不可欠の条件である。

研究不正 研究データや図表などを都合のよいように変える改竄^{かいざん}、研究データや証拠品をでっち上げる捏造^{ねつぞう}、他人の論文の文章などを断りなしに勝手に使う剽窃^{ひょうせつ}、他の研究者のアイデアを無断利用する盗用、研究に関与しなかった者を著者に入れるギフトオーサーシップなどの研究不正は許されない。

ブックガイド 南風原朝和・下山晴彦・市川伸一編（2001）. 心理学研究法入門——調査・実験から実践まで. 東京大学出版会.

B 心理学発展科目（基礎心理学）

⑭心理的アセスメント

◀丹野 義彦

心理的アセスメントは公認心理師の仕事の中核をなしており、知っておくべきことは多い。心理的アセスメントは基礎心理学に基づいて発展したので、心理的アセスメントを学ぶには、基礎心理学と関連づけて理解する必要がある。

1. 心理的アセスメントの目的及び倫理

心理的アセスメントの目的は、その人の心理機能全体を明らかにし、その上で症状や心理的障害の特徴を評価することである。心理的アセスメントは、単に症状のラベリングに終わってはならず、適切な心理学的援助や治療方法を選ぶために行われる。守らなければならない倫理はいろいろあるが、特に重要なのは、公認心理師法 41 条の秘密保持義務である。公認心理師は業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。

2. 心理的アセスメントの観点及び展開

心理的アセスメントは、生育歴等の情報、行動観察、心理検査の結果など広範囲の情報を収集し、それらを統合して、包括的に解釈する仕事である。そのためには、生物・心理・社会の統合モデルといった総合的な視点が必要である。

身体医学的な検査では、被検査者のデータを客観的に集めることができるのに対し、心理的アセスメントでは、心理師は被検査者と人間的な関係を通して情報収集を行う。これは「関与しながらの観察」と呼ばれる。被検査者との関係によっては、得られる情報が異なってくることを理解しておかなければならない。実施に当たっては、被検査者に対してアセスメントの目的と意義などをきちんと説明し、被検査者から同意を得なければならない。

また、心理的アセスメントの道具としての科学的基準（統計学的な信頼性や妥当性など）の理解が不可欠であり、これを理解するためには心理統計学の知識が必要である。

3. 心理的アセスメントの方法（観察、面接及び心理検査）

心理的アセスメントの方法には面接法、観察法、心理検査法などがあるが、中心的な位置を占めるのが心理検査である。心理検査の種類、成り立ち、特徴、意義、適用対象、実施方法、限界などについて詳しく知っておく必要がある。心理検査を対象機能別に見ると、知能検査・発達検査、パーソナリティ検査、症状評価検査、神経心理学的検査・認知機能検査などに分かれる。

知能検査・発達検査 知能や発達のアセスメントには、ビネー式やウェクスラー式をはじめとしてさまざまなものが開発されている。対象年齢（乳児・幼児・児童・成人など）、項目の作成方法、項目の構造、知能の表現法（精神年齢、知能指数、発達指数、プロフィール）などがそれぞれ違っており、これらを理解するためには発達心理学の知識が必要である。

パーソナリティ検査 パーソナリティを測る方法は、項目の作成方法と構造、性格の表現法などさまざまであるが、大きく質問紙法と投映法に分けられる。質問紙法は、用意された質問文に被検査者自身が回答し、その答えからパーソナリティを分析するものである。質問紙法パーソナリティ検査は、性格特性論（性格因子論）に基づいて統計学的に作られたものが多く、統計学の知識が必要である。投映法は、あいまいな図形や文章を提示して回答を求め、そこからパーソナリティを測定・診断する方法である。パーソナリティ検査を理解するためには、感情・人格心理学の知識が必要である。

症状評価検査 これは不安症状や抑うつ症状などのアセスメントを行うもので、面接基準や症状評価質問紙などの方法がある。これを理解するためには、精神医学や診断基準（国際疾病分類 ICD や精神疾患の診断・統計マニュアル DSM）の知識が必要である。

神経心理学的検査・認知機能検査 これは認知・思考・記憶・言語・行為・注意などの高次脳機能を定量的・客観的に評価し、高次脳機能障害の有無や程度を調べる検査である。これを理解するためには、知覚・認知心理学、学習・言語心理学、神経・生理心理学の知識が必要である。

単一の心理検査では不十分な情報しか得られない場合は、複数の異なるテストを組み合わせ「テストバッテリー」を組み、多面的に情報を得ることが望ましいことがある。

4. 適切な記録及び報告

心理的アセスメントの結果については、文書の形できちんと記録しておかなければならない。ただ心理検査の結果を羅列しただけでは心理的アセスメントとは呼べない。また、自ら心理的アセスメントを正しく実施し、結果を正しく解釈する学習を深める必要がある。そのためには心理演習などでロールプレイングなどの実践を通して技法習得を深める必要がある。

ブックガイド 下仲順子編（2004）. 臨床心理査定技法 1（臨床心理学全書 6）. 誠信書房. / 丹野彦彦ほか（2015）. 臨床心理学. 有斐閣.

C 実習演習科目

②5心理実習

◀ 丹野 義彦

この科目では、実践の現場に出て、公認心理師の実際を見学・体験する。

実習の時間は最低 80 時間である。公認心理師カリキュラム等検討会のワーキングチームの議論では、1 日 8 時間で 2 日間ずつ、5 分野の見学を行うものとして、80 時間と決められた。ただし、80 時間の中には、実習の前後に担当教員や実習指導者が実習生に対して行う指導や、多職種を交えて行うケースカンファレンスも含めてよい。

5 分野とは、保健医療、福祉、教育、司法、産業である。実習に参加する前に、①⑥～②⑤の実践心理学 5 科目を学んでおくことが望ましい。それぞれの分野の実習施設として例示されているのは、右の表に示す通りである。大学に設置されている心理相談室は 5 分野のいずれにも含まれない。

ただし、実際には実習生を受け入れる条件が整っていない分野もあるため、経過措置として、「当分の間は、医療機関（病院又は診療所）での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う」とされた。

1. 実習で修得すべき内容

実習者は次の 3 つの事項を重点的に修得する。

- (ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ
- (イ) 多職種連携及び地域連携
- (ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

これらの重要性については、「②④心理演習」(ウ)(エ)(オ)で述べた。

2. 担当教員と実習指導者

大学において心理演習と心理実習を担当できる教員と、外の施設での実習指導者は、公認心理師の資格を取得後 5 年以上公認心理師としての業務に従事し、所定の講習会を受講した者でなければならない。ただし、経過措置として当分の間は、大学教員は、「大学又は大学院において、教授、准教授、講師又は助教として 3 年以上心理分野の教育に従事した者も可」とされ、また、実習指導者は、「5 年以上の経験を積んだ精神科医又は臨床心理技術者等（現に心理の支援に関する業務を 5 年以上行っている者を含む）も可」とされた。

また、実習生 15 人につき教員 1 人以上および実習指導者 1 人以上を配置しなければならない。

表 大学および大学院における実習施設

分野	法令名	施設名
保健医療	医療法	病院 診療所
	介護保険法	介護療養型医療施設
	地域保健法	保健所 市町村保健センター
	精神保健福祉法	精神保健福祉センター
	介護保険法	介護老人保健施設
福祉	障害者総合支援法	障害福祉サービス事業を行う施設 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設 基幹相談支援センター 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム
	児童福祉法	障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設 児童福祉施設 児童相談所
	子ども・子育て支援法	地域型保育事業を行う施設
	認定こども園法	認定こども園
	生活保護法	救護施設 更生施設
	老人福祉法	老人福祉施設
	介護保険法	地域包括支援センター
	売春防止法	婦人相談所 婦人保護施設
	発達障害者支援法	発達障害者支援センター
	社会福祉法	福祉事務所 市町村社会福祉協議会
	知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所
	ホームレス自立支援法	ホームレス自立支援事業を実施する施設
	子ども・若者育成法	子ども・若者総合相談センター
	厚生労働省組織令	国立児童自立支援施設 国立障害者リハビリテーションセンター
	のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
教育	学校教育法	学校
	地方自治法	教育委員会
	裁判所法	裁判所
司法	法務省設置法	刑務所 少年刑務所 拘置所 少年院 少年鑑別所 婦人捕導院若しくは入国者収容所 保護観察所
	更生保護事業法	更生保護施設
	——	組織内健康管理センター・相談室
産業	——	——
	障害者雇用促進法	広域障害者職業センター 地域障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター

2 公認心理師の役割の理解

◀ 子安 増生

文部科学省と厚生労働省の共管となる国家資格を定める公認心理師法は、全50条と附則11条、合わせて1万字ほどの文章に公認心理師についてのすべての規定が書かれている。一度はこの法律全体に目を通しておくとよいが、ここでは公認心理師の名称と職務について書かれた部分を確認しよう。

1. 公認心理師の名称

名称独占資格 国家資格には、資格を有する者のみが業務を行うことを許される「業務独占資格」と、資格がなくても業務に従事することはできるが、資格を所有していない者がその名称を名づけることができない「名称独占資格」がある。医師、歯科医師、薬剤師、弁護士、公認会計士、税理士などは業務独占資格であり、保育士、介護福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士、調理師、気象予報士などと並んで公認心理師も名称独占資格である。そのことは、公認心理師法では、44条1項に、「公認心理師でない者は、公認心理師という名称を使用してはならない」と規定されている。

名称の「師」 さて、「公認心理師」はなぜ「公認心理士」ではないのだろうか。資格名称には、次に示すように末尾が「士」「師」「司」の3種類がある。

士：弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士、建築士など。

師：医師、歯科医師、看護師、薬剤師、美容師、理容師、調理師など。

司：児童福祉司、知的障害者福祉司、保護司、郵便認証司など。

「士」のつく資格は技術的側面が重要な仕事という印象を与えるのに対し、「師」のつく資格はそれに加えて対人的な側面が重要な仕事という意味合いが強そうである。国家資格ではないが、人を導く宗教家も「大師」「法師」「牧師」などの名称がある。ちなみに、「教師」は資格名でなく、その正式名称は「教育職員」である。「司」は公務員またはみなし公務員である点が他とは異なっている。

もう1つの重要な条件は、先の44条の2項「前項に規定するもののほか、公認心理師でない者は、その名称中に心理師という文字を用いてはならない」にある。既存の心理職の民間資格は、臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士、特別支援教育士など「士」がつくものであり、公認心理師はそれらとの混同を避けるという意味合いが読み取れる。

2. 公認心理師の職務

心の健康 公認心理師の目的は、公認心理師法の1条に「国民の心の健康の保持増進に寄与すること」と規定されている。この「心の健康」という表現は、法律用語としては新しいものである。1950年に制定された精神衛生法は、1988年に精神保健法に、1995年に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に名称が改められているが、その1条に「国民の精神的健康の保持及び増進」と「国民の精神保健の向上」という表現が出てくる。精神医学が中心となる「精神的健康」と「精神保健」に対して、「心の健康」はまさに心理学が中心となる健康概念ということができよう。

公認心理師の行為 公認心理師法2条では、「公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者」とされる。この「次に掲げる行為」とは、

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること、
- ② 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと、
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと、の4点である。

①は心理的アセスメント（psychological assessment）に相当し、面接や心理検査などを行って、どのような心の問題があるのかを査定することである。

②と③は、心の健康の問題を抱える本人またはその親などの関係者に対して、心理カウンセリングあるいは心理療法や家族療法などを行うことである。

④は心の健康に関する学校教育活動や啓発活動などを行うことである。

前述のように、公認心理師は業務独占の資格ではないので、公認心理師以外の者がこのような行為を行うことはいつでも可能である。公認心理師が専門職として高度の知識と技能を身につけないと、国民からの信頼を得ることはできない。たゆまぬ研鑽^{けんさん}が必要となるゆえんである。

ブックガイド 一般財団法人日本心理研修センター編（2016）. 公認心理師（臨床心理学臨時増刊号）. 金剛出版.

▶公認心理師と科学者—実践家モデル

公認心理師になるためには、大学において、科学的な基礎心理学と実践の知識を学び、大学院で実践の技能を身につける。このように科学と実践の両方を学ぶという方針を科学者—実践家モデル（scientist-practitioner model）と呼ぶ。

科学者—実践家モデルは、欧米の心理職の養成に一貫して流れている哲学である。1949年にアメリカの臨床心理学者がコロラド州ボルダーの地で会議を行い、サイコロジスト（psychologist）になるためには、実践技能の訓練を受けるとともに、博士論文として科学性のある心理学研究論文を書く必要があるという方針を定めた。これが科学者—実践家モデルの始まりである。

科学者—実践家モデルに基づく養成は以下のようなものである（松見，2009）。①心理学の基礎分野の知識を徹底的に習得させること、②大学院において、実践心理学専門知識の習得のために、講義やセミナーと併行して、多くの実習を積ませること、③科学的な研究方法と、統計によるデータの評価方法を必須科目にすること、④臨床現場でのインターンシップ制度を実施すること、⑤大学院では実証研究に基づく博士学位論文の提出を義務づけること。

▶公認心理師養成を充実させるためには

将来の公認心理師養成を考えるに当たっては、この科学者—実践家モデルが大いに参考になるが、欧米に比べると、これからの課題は多い。まず、欧米では、大学では科学的基礎心理学だけを学び、大学院以降ではじめて実践にふれる。これに対し、日本の公認心理師制度では、大学において基礎心理学と実践心理学の両方の知識を学ぶ。つまり、欧米に比べて、大学で基礎的な心理学に当てる時間が不十分となる。科学的な心理学を身につけるためには、科学的な知識をしっかり学んだ上で、自分の頭で考え、自分で身体を動かして実験や調査を行い、その成果を発表して専門家の批判を受けて省察することが大切である。そのためにはそれなりの時間が必要である。日本の公認心理師制度では、科学者—実践家モデルの「科学者」の部分の養成がなお十分とはいえない。例えば、卒業論文も修士論文も必修に指定されなかった。さらに、日本の公認心理師制度では、「実践家」の部分も十分とはいえない。欧米では博士課程レベルが標準なのに対して、公認心理師は修士課程レベルの資格であるからだ。実習に当てられる時間数が少ない。欧米の制度は長い歴史を経て形成されてきたものであるが、日本は始まったばかりである。今後、科学者—実践家モデルの充実を図っていく必要がある。

こうにんしん り し
公認心理師エッセンシャルズ

Essentials for Licensed Psychologists

2018年2月28日 初版第1刷発行

編 者 こ やす ます お
 子 安 増 生
 た の よし ひ
 丹 野 義 彦

発 行 者 江 草 貞 治

発 行 所 株 式 有 斐 閣
 会 社



郵便番号 101-0051
東京都千代田区神田神保町 2-17
電話 (03) 3264-1315〔編集〕
(03) 3265-6811〔営業〕
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

組版・有限会社ティオ／印刷・株式会社理想社／製本・牧製本印刷株式会社

©2018, Masuo Koyasu, Yoshihiko Tanno. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示しております。

ISBN 978-4-641-17436-8

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。